

BI論者から見た日本の「格差社会」言説
The Japanese discourses about “inequality society” which are seen from a Basic
Income proponent

齊藤拓
SAITO, Taku

はじめに

政治家,教育学者,エコノミスト,労働政策論者など,様々な立場の専門家が自らの専門的な知見と関心からそれぞれに重要と信じる視点を提供した結果,論点が錯綜し拡散したように見える今回の格差論議だが,分配的正義論の文脈に位置付ければ,それらにも一定の方向性を見て取ることができる。そして,本稿の提示するベーシックインカム論者¹の視点は日本社会での大方の合意や前提とは異なる方向性を示唆する。以下,網羅的ではないが,分配的正義論の主要トピックを語りながら日本の格差論議を瞥見するが,本稿の目的は今回の格差論議の正確なサーベイを提供することにはない。マスコミレベルでの大雑把な共通了解を示すに留める。BI論者がそれらと十分に異なる視点を提示しうることを理解してもらえれば本稿の目的は達せられる。

1. 分配的正義論の視点

乱暴ではあるが,分配的正義論の関心を一文に要約するなら,〈各人の間で,(a)何を,(b)どのような基準で,分配するのが正義に適うか〉である²。

1.1. 個人主義および厚生主義の擁護

上記「各人の間で」について,分配的正義論では分配のレレヴァントな主体は個人である。これは規範理論においては当然視されるが,現実の分配・再分配政策でその対象が個人であるものはむしろ珍しい。今回の格差論議でも,個人間・世帯間の格差もさることながら,「企業間格差」や「地域間格差」に関心が寄せられた。これは分配を決定するのが個人的属性にはあまり依存しておらず,むしろ個人の「所属」が分配の説明変数として重要であることを意味しており,現実と理論の間に大きな懸隔があることを示唆しているが,本稿では詳しくは触れない。ただ,分配的正義論の観点では,その「所属」へのアクセス可能性が個人のコントロールを超えたとしたら,「道徳的に恣意的」であり望ましくない。

次に,多様な論者が自説を展開した今回は,所得格差や資産格差にとどまらず,「スキル格差」,「希望格差」,「医療格差」,「教育格差」など,あらゆるものに格差が見出され,(b)の分配政策において分配されるべきもの(いわゆる *distribuendum*)は何か,という関心の多様さが改めて浮き彫りになった。この点についてはロールズ以来のリベラル平等主義の中でも幅のある論点であり,具体的には所得,資産,諸々のサービス(公衆衛生,治安,教育,保険),財・サー

『社会政策研究』,第8号(2008年4月): 130-152.

ビスのバンドル,などが挙げられてきた。だが,現在では抽象的に「機会」,「自由」,「ケイパビリティ」などが挙げられており,具体的な財・サービスを指定する試みは避けられている。その理由は,論者たちが「厚生平等(厚生主義)」も「資源平等(資源主義)」もともに難点ありと認識しているからである。厚生主義者[welfarist]とは人々の間での満足度(効用ないし厚生)が均等化されるべきだとの立場であり,しばしば「結果の平等」の典型とされる。これが様々な難点を惹起すること,規範的に望ましくないことは夙に指摘されてきた。資源主義者[ressourist]とは,重要と思われる特定財を同定してそれを平等に(必ずしも均等にではない)分配しさえすれば人々の厚生がどうであろうと関知しないという立場である。これは個人の内面に踏み込まないという意味で干渉主義的でないという利点があるが,素朴な意味で薄情であるとも言える。Amartya Sen や Richard Aeneson が資源主義アプローチは社会正義にとって不十分だとするのはこのためである。

現在,リベラル平等主義者たちの大部分は自分が完全な資源主義者でも厚生主義者でもないことを強調しようとする。その結果,分配されるべきものとは効用(厚生)でも具体的資源(土地,所得,富など)でもなく「自由」や「機会」である,という抽象的な主張にならざるを得なくなっている。ただ,厚生主義でもなく資源主義でもなくというのは困難である。リベラル平等主義者といえども,現実政策においては資源主義であらねばならないし,彼らが終局的には何らかの厚生を参照することで資源主義を批判しているという意味では,厚生主義者であるように思える。じっさい,センは資源の厚生への転換能力の違いに言及して資源主義を批判しているし,ロールズの社会的基本財に窺えるのは,個人の厚生にとって不可欠な財を分配しようとの思惑である。厚生主義批判は政策作成者にとっては冗長である。厚生平等は政策的に不可能であるし,実証もできない。政策によって個人間で厚生水準に差が生じたとしても,起こってしまった厚生格差を遡及的に矯正しようという論者は——不法行為や犯罪被害,戦時暴力などへの補償は別として——皆無である。厚生主義は現実政策における直接的な参照基準というよりも,不断に目指されるべき理想状態としての万人の厚生平等を表現していると考えらるべきであろう。回顧的[retrospective]な厚生主義は斥けられるべきだが,前望的[prospective]な厚生主義が目指されているのであり,多くのリベラル平等主義者たちが実はそれを追求している。

1.2. 自由の平等

リベラル平等主義が「自由」や「機会」が平等に分配されるべきだと言うとき,それは大まかには,各人が自らの望む生(善き生概念[concepts of good life])を追求する自由や機会において平等であるべきだと理解されている。この「自由の平等」のために,憲法に規定されているような基本的諸自由や,謂れのない差別が存在しないという意味での機会の平等は,万人にとって不可欠であるが,自らの善き生概念を達成するために具体的に必要となるものは個々人で異なる。だが,それらを手に入れるためのリソース配分の諸制度の在り方は各人の善き生概念に対して公平であることが求められる。

多様な人々が抱く多様な善き生概念はそれぞれ平等に尊重されるべきであり,合理的な理由なく,特定の善き生概念が推奨されたり貶められたりしてはならない。「日本もアメリカ型の自由社会になってきた」との物言いは,自由=格差大/平等=格差小という二分法を含蓄しているが,自由と平等が必然的に対立するものでないことをリベラル平等主義者たち

は示してきた。このような「自由の平等」にコミットする立場から言えば、日本は「平等な」社会というよりも「同質性の高い」社会に過ぎない。同質的である(善き生概念の幅が小さい)社会は、諸個人の振舞い方が期待の範囲内に収まることから、各人の追及する善き生概念に必要なものも似たり寄ったりで、それを手に入れるリソース配分も定式化されているため、格差が小さい蓋然性が高い。善き生概念が多様であれば格差の拡大は諸個人の主観的な自由感をさほど圧迫するものではないのだが、日本で問題なのは、同質性の高さを前提とした諸制度のあり方を温存したままで目に付きやすい次元(所得・資産)での格差が拡大していることにある。

1.3. 「機会の平等」言説

今回の格差論議で確認できるのは、「機会の平等は守られるべきであるが、結果の平等を目指すべきではない」という一般論がもはや前提となった点である。この「機会の平等」なる題目に対して真っ向から反対した論者はいなかった。また、抽象的なレベルで合意が得られても具体的な議論になれば異論が百出するという事態は多いのだが、今回、「機会の平等」が具体的に何を意味しているかについて、その具体的内容についても日本社会には一定の共通理解があると言ってよいだろう。その共通理解とは、「教育機会の平等」である。今回、教育関係の研究者が発言を求められることが多かったし、階層間モビリティの低下を示唆するデータとして教育達成と親世代の属性との相関に関心が集まった。安倍政権の「再チャレンジ」なる標語に「負け組」の発生を前提しているとの批判もあった。今の先進諸国で、各人の善き生概念を構成する主要かつ最大の要素が職業(ジョブ)であることは疑いない。ゆえに、ジョブ獲得に大きく影響すると信じられる教育達成に関する機会は焦点化されやすい。

このように、教育機会の平等としての「機会の平等」言説には競争のイメージがつきまとうが、「機会の平等」を競争条件の公平性・公正性と同視する向きは分配的正義論の文脈でも主流といってよい。それは例えば、ロールズの「正義の二原理」における「公正な機会平等原理」が主要な地位を獲得する機会に言及していることに窺えるし、何よりも、「機会の平等」という表題を広めた John Roemer [1998] である。彼の提案では、大学入学資格や高度な国家資格の獲得競争としての教育課程において、各児童は親の階層から各「タイプ」に分類される。一つの「タイプ」は似たような境遇の児童で構成され、彼らの努力支出の傾向性も似たようなものである(このとき、努力支出は学習の達成度で近似される)。ある(例えば両親の所得階層が高い)「タイプ」の子供と別の「タイプ」の子供とでは努力支出の絶対水準に差がある蓋然性が高いが、ローマーはこれをそのまま比較してはならないとする。彼は各児童を「タイプ」内での順位によって評価することや、諸「タイプ」間で教育資源の配分に格差をつけることなどを提案している。

こういった主流の「機会の平等」解釈に対して本稿は否定的である。その理由として、第一に、「機会の平等」として人々に受け容れられるものが不可能であり今後ますます不可能になってゆくという状況判断がある。また第二に、このようなジョブ獲得競争の公正な条件の整備としての「機会の平等」それ自体が魅力的でないし、そこには特定の善き生概念を優遇するバイアスが存在するという価値判断がある。第一については、[本田 2005]に見られるような、産業社会の変化に伴う教育の変容、および、透明性の高い(努力が報われると信じられる)競争手続きの消滅などを指摘しておくに留める。第二については、2.5 節および 3 節で詳

しく論じる。次節以降では、Van Parijs の規範的なベーシックインカム論を参照しながら、このような競争を揚言するタイプの「機会の平等」とは異なる視点を示唆する。

2. Van Parijsの無条件ベーシックインカム正当化論の概要³

2.1 「左派ロールズ主義者」として

ベーシックインカムを正当化する手法としては、大まかに言って、規範的(政治哲学的)な議論とプラグマティックな政策的議論とがあり、Van Parijs [1995]: *Real Freedom for All: what (if anything) can justify capitalism?* (以下、RFA と略称)は前者であり、主にロールズの正義論を意識して、その最善の解釈としてベーシックインカムが考えられると主張している。パレイスが重視するのはロールズ正義論の第二原理第一項(いわゆる「格差原理」)であり、なかでも、格差原理の適用対象となる社会的基本財のうちの、「社会・経済的利得」と呼ばれるものをレキシミン分配するには無条件給付のベーシックインカム[Unconditional Basic Income: UBI]に如くはないと主張する。

まず、「社会的基本財」に就いて、『正義論』のオリジナル版では、(1)基本的諸自由、(2)公正な機会、(3)所得および財産、権力および特権、自尊の社会的基盤、が列挙されている。このうちの(3)が社会・経済的利得と呼ばれるものであり、格差原理に服するとされる。(1)は第一原理(「平等自由の原理」)に、(2)は第二原理第二項(「公正な機会平等の原理」)に、それぞれ服し、これら三種の社会的基本財の重要度(換言すればこれら三つの原理の優先順位)は、最終的には(1)、(2)、(3)のシリアル・オーダーであるとされた(『公正としての正義・再説』)。

現代の先進諸国において、大部分の人々にとっては形式的自由が保障され、深刻な差別も存在しないことを前提に、基本的諸自由と機会の平等が一応は達成されているとみなし、格差原理の実行だけを考察の対象としよう。格差原理は、社会・経済的利得をより少なくしか持たない人々の境遇をより改善すること(レキシミン化)を求める。しかし、これに対して Musgrave [1974]は、余暇を基本財リストに加えなければ、労働もせずに怠けている者たちを積極的に境遇改善させるのが格差原理の実行であることになってしまうと批判し、ロールズも以下のようにこの批判を受け容れ、余暇を基本財リストに入れる：

ここでは次のようにだけ言っておこう。二四時間から標準的労働時間を引いたものが余暇としてインデックスのなかに含まれるだろう。働くのがいやな人々は追加的余暇を含んだ標準的労働時間[a standard working day of extra leisure]を持つことになる。そして、この追加的余暇そのものは最も不遇な人の基本財インデックスに等価であると規定される。そのため、マリブで一日をサーフィンに費やしてしまうような人々は自助の途を見つけねばならず、公的ファンドに対して請求を行う資格を何ら与えられないだろう(Rawls, PL, pp. 181-2 n. 9, quoted by Van Parijs [2003: 238])。

パレイスは、これによって帰結されるのは Phelps [1997]が提案したフルタイム労働者対象の時間あたり賃金補助金[hourly wage subsidy]であると解釈する⁴。つまり、余暇の増加(労働時間の減少)に応じて補助金は減額され、労働時間ゼロのサーファーたちは補助金もゼロになるというわけである。

2.2 「左派リバタリアン」として

パレイスは余暇が基本財に加えられていなかった場合には怠け者を利するようなバイアスがあったことを認める一方で、上述のようなロールズの対応では、怠け者たちに対して「無慈悲な取り扱い」(Van Parijs [1996])になってしまい、ロールズは親-怠け者的バイアスから親-労働愛好者的バイアスへと極端に振れてしまっていると批判する。左派リバタリアンとしてのパレイスは次のように考える。

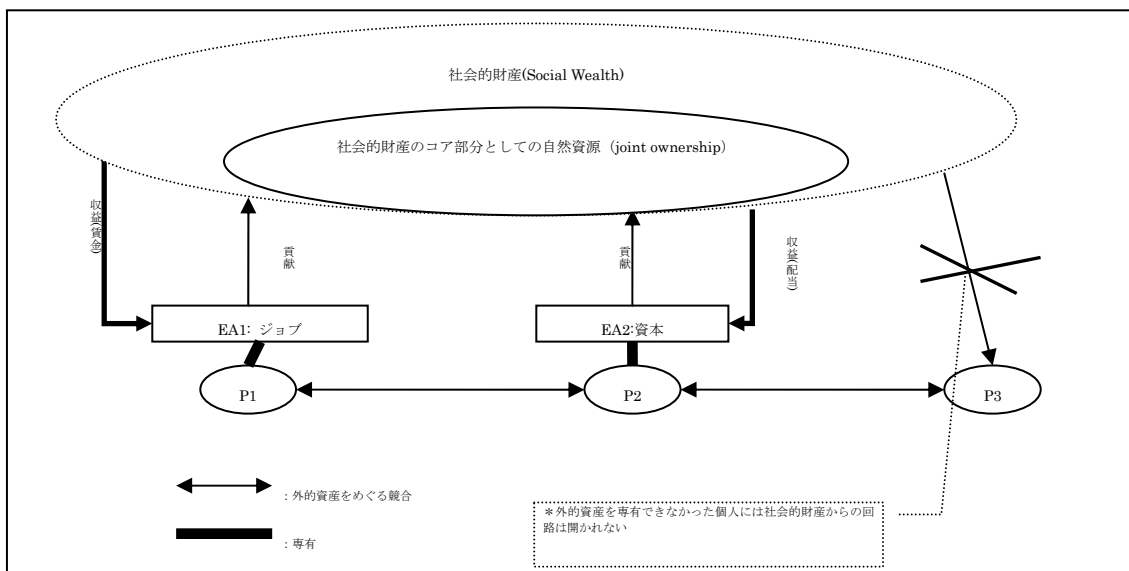


図 1 : 社会的財産のcockとしての外的資産

まず、リバタリアンの世界観では仮想的な原初状態は世界の共同所有[joint ownership of the World]である。この共同所有をどう解釈するか(先占自由の状態か、万人の自由使用か、など)、またこの共同所有から個人がその一部を専有する際の条件は何か(各人の合意、専有できなかった者への補償、など)などについての考え方は様々であるが、ここでは立ち入らない。とにかく共同所有としての自然資源があり、その価値は、先人の労働やその成果のストックである資本による貢献によって、さらにはそれらを使用する際の技術・知識の革新・深化によって、増大してきた。各個人(P1~P3)は外的資産(External Asset: EA1~EA2)の専有をめぐる互いに競合する。これら外的資産は社会的財産[Social Wealth]からその一部を引き出すためのcock(蛇口)のようなものであると解釈され、外的資産を専有していなければ社会的財産へのアクセスは閉ざされる。雇用労働が中心の現代では、資本を保有しない大部分の人々はジョブという外的資産を専有することによって社会的財産へのアクセスを得る。パレイスの考えでは、われわれの社会的財産は資本蓄積と技術・知識の向上によって飛躍的に豊かになったが、それへのアクセスは生産への貢献をなしたと目される何らかの「生産要素」を通じてしか開かれていない。大部分の人は、そういった生産要素のバンドルである「ジョブ」という地位を通じて生産に貢献するとともに社会的な富を享受するのである。そして、このジョブという地位の配分はあまりにも恣意的になされているのが現実である。コネ、情報の偏在、就職時における景気、運不運(たまたま条件のよいジョブが空席になったときにそれを見つけられた人とそうでない人)など、経済学が一般的に想定しているような変数とはまったく異なる諸要因によってジョブは埋まってゆく。

ジョブをめぐる個人間の競争はその人の労働生産性によって勝敗が決まるとされる一般的な想定においてさえ、ロールズの解法は支持されない。労働生産性の低い人々はジョブを得られないとともに、社会的財産に対するアクセスを一切拒否されることになる。また、それほど労働生産性が低くなくとも、最低賃金立法や社会保険への強制加入、各種労働規制などが存在する場合、そのハードルを越えるだけの労働生産性を有しない個人はジョブを得られず、彼らは結果的に政府の労働政策によって社会的財産へのアクセスから完全に締め出される⁵。そのように極端に労働生産性の低い人というのはロールズの言う「ノーマル」の範囲内にある個人ではないので、特別な給付の対象になる⁶から問題はない、と言えるだろうか？ この「ノーマル」の範囲の画定がそもそも恣意的であるとの論難も有効であろうが (Van Parijs 2003: 239-40 n. 33)、パレイスによるBI正当化論の主眼は何よりも、たとえ怠惰なサーファーであろうともそもそも希少な外的資産に対する平等なシェアへの資格は有しておりそれを放棄した対価がベーシックインカムなのだ、という点にある。

パレイスはサーファーたちへの無条件所得を完全否定するロールズを批判する例として、労働の投入とは無関係に、例えば新たな自然資源の発見によって、社会的財産が大幅に拡大したという状況を想定する (RFA: § 4.7)。この場合、社会的財産の増分は外的資産を専有している人々によって——資産保有者には利子や配当の増加というかたちで、ジョブ保有者には賃金上昇のかたちで——排他的に山分けされる。社会的財産のこの増分へのシェアがサーファーたちに与えられないのはおかしい、というのがパレイスの主張である。

とはいえ、われわれの大部分は外的資産を専有しなかった(あるいはできなかった)者への無条件支払があるとしても、それが充分な額であるべきではないと考えている。それは「ロック的」な所有概念を多くの人々が受け容れているからであろう。ロック流の所有概念とは、端的に言えば、人々は彼自身の貢献による生産物に対して、所有の権利を持つというものである。ただ、これは逆から言えば、生産全体のうち自然資源の貢献によるものは万人にシェアされるべきだ、とも読める。ロックおよびその追従者たちは自然の貢献を少なく見積もり、〈自然だけで生産されるもの〉と人間の労働を含めた〈現実の生産〉との差が人間の労働に帰される生産であり、これらは万人シェアの対象とはならない、とする。しかし、逆の見方もありうる。生産全体のうち、自然資源の「貢献」がなかった場合(つまり、人間の労働だけが行われる場合)、何が残るといえるのだろうか？ 皆無である。すると、生産全体が自然資源の貢献と解釈され、全生産が万人シェアの対象となってよいことになる。さすがにこのような解釈は極端だが、ロックの解釈もまた、ありうる一つに過ぎず、ロックの論法は生産の相当な部分の万人シェアを妨げるものではない。

2.3 要素レントの解釈

図 2 に見られるとおり、現行経済の理解の仕方では、われわれは自らの支配(所有)下にある何らかの要素(F1~F3)をもって市場に参加する。自然資源は言うまでもなく、(パテント等のかたちでの)技術やその他社会的継承資産も個々の(法人を含む)人格によって所有されており、それら要素を市場に投入することによって生じる収益の帰属先は、要素投入の時点ですでに決まっている。ただし、その収益に対してどの程度の税が課されるか、また課されてよいかは集合的決定による。いずれにせよ、われわれの現実の経済では、「社会的財産」が語られるとしても、その価値が万人に均等分配されるような「社会的財産」なるものが制度

を伴った実体として存在するわけではない⁷。各要素は、それを所有する個人が単独(独力)で自ら使役・運用するよりも、市場に投入してその他の要素と結合させるほうが、シナジー効果や規模の経済によって、はるかに大きなアウトプットとなる。その増大した収益のどれだけがどの要素の「貢献」なのだろうか？

ここで、集合的に運用や分配方法が決定される社会的財産など存在しないこと、翻って、個々の具体的な外的資産は個々人が所有していること、この(資本主義社会の)現実を受け容れることとしよう。そして、各要素オーナーは各自でそれを随意に「使用」できることはもちろん受け容れられる。さらに、社会的協業[social cooperation]の場としての市場にそれら要素を投入することによってもたらされる利得に対して一定の正当な権利を持つこと、これも受け容れるとしよう。だがこのとき、その利得すべてに対して要素オーナーが正当な権利を有するとまでは認めるわけにはいかない。それは、上述の問題に対する回答として、要素の貢献度は市場が決定するという立場であり、市場の過程に全てを委ねることになってしまう。それは規範理論のとるべき立場ではなく、それを主張する人は市場における分配がなぜ、「規範的に」(も)正当であるかを立証しなければならない。

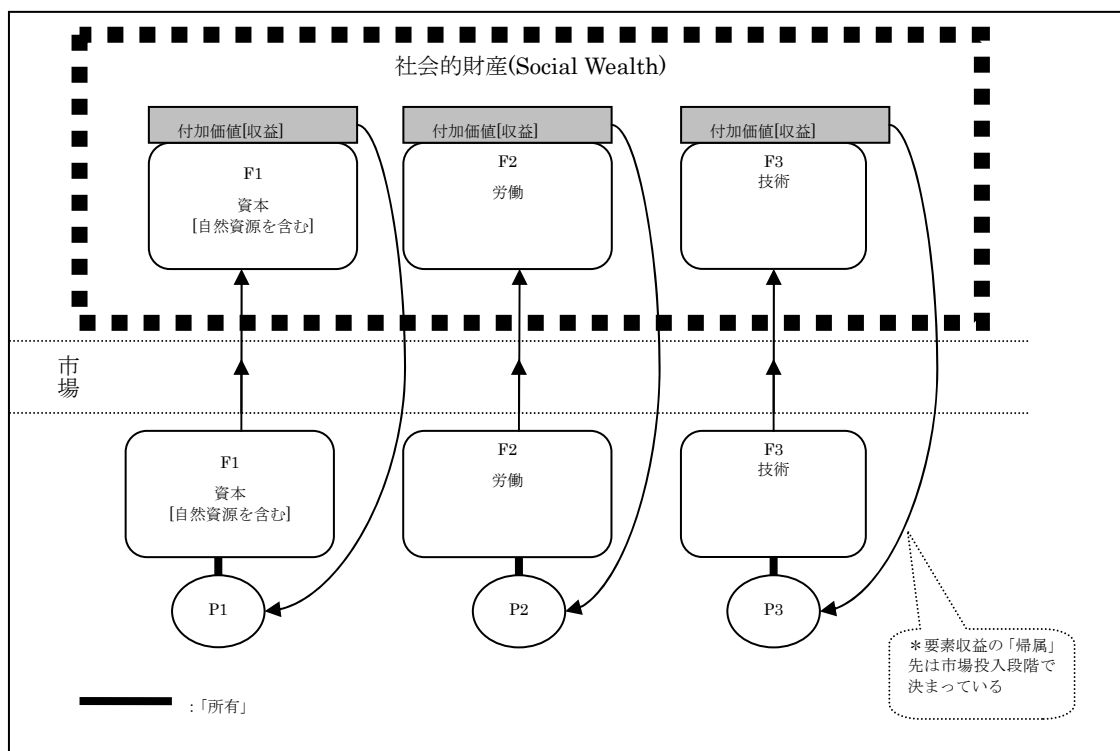


図 2 : 要素レント社会としての資本主義社会

2.4 再び左派ロールズ主義者として

では、われわれが投入する要素から得られる利得のうち、レントに当たらない部分、つまり再分配のために没収されることなく諸個人が専有してよい部分とは、どのように画定されるのだろうか？ 結論を先取りして言えば、画定はされない。それはVan Parijs [1992: 14-5]が述べるように、各要素がトータルの生産に対してどの程度貢献したかを「物理的」に計測することは不可能だからである。そこでパレイスは、Van Parijs [1996]において、David

Gauthier [1986]が提出したいくつかの要素レント概念を検討し、規範的な議論にとって最もレヴェナントなものを採用する⁸。最終的にパレイスが採用したのは「希少性に対する報酬(Scarcity Remuneration)」という定義である。それは「その相対的な希少性ゆえにある要素にもたらされる支払であり、すなわち、ある要素からの報酬のうち、その要素が社会的インタラクションのおかげで引きつけることのできる部分」(1996: 173)である。この要素レント解釈には平等主義的過ぎるという批判があるだろうが、パレイスがこの定義を採用するのはロールズの「才能のプーリング」論を背景とする(Van Parijs 1996: 174-5)。それを踏まえるならば、人々が社会的協業関係に全く依存することなしに彼ら自身の才能のみによって生産しうるものは彼らのものとして残されねばならないが、それ以外の部分、すなわち、社会的協業関係の便益は万人にシェアされてよいことになる。現代社会において、この社会的協業による便益が生産全体の殆どを占めることは明らかである。そして、このように要素レントを広く解釈することは、生まれつきの希少な才能の不平等によって一部の人々が引き出す利得だけでなく、不平等な機会の利用可能性から引き出される利得をもカバーすることになる。このときパレイスは、「そのような利得は、教育機会におけるジェンダーや民族に基づく差別から生じるだけでなく、非自発的失業が実際に存在することによってより直接的に示される」(1996: 177)ことを指摘する⁹。これがジョブという「資産」からのレントに対する課税によって賄われるUBIへとつながる。

2.5 「資本主義を正当化」する：UBIを最大化する

左派リバタリアンらしく「社会的財産」概念に訴えるパレイスだが¹⁰、その分配方法をUBIという金銭所得とする点は一見すると左派リバタリアンらしくない。そこには、「左派ロールズ主義者」として「マキシミン正義」を実行するのであれば、経済成長を追及しつつ、BIを制度化することによって、RFAの副題にもあるように「資本主義を正当化」するのが望ましい、という判断がある。

社会的財産として素朴に思い描かれるのは自然資源や生産手段であるが、これらを直接分配するのが望ましくない理由は容易に理解される。それは、各個人がそれら資源を利用する能力に差があるためにそれら資源の利用から引き出すことのできる利得に確実に差が出ること、また、その資源を最善に活用できる人間に資源が渡らず社会的産出を、つまりは一人当たり UBI——これは最不遇者が最低限期待できる利得である——を最大化しえないという意味で非効率であること、などである。ジョブに限らず、ある財そのものよりもそれに対するトレーダブルな権利を分配する方が全ての人の主観にとっても当該財の社会的最適配分という見地からも、望ましい帰結をもたらす。このとき機能する生産手段の最適利用者への集中という「選別メカニズム」こそ、資本主義の主要かつ最大の利点であるとパレイスは考える。

ロールズ格差原理においては、利得の不平等分配はそれがマキシミンに資するかぎりにおいて正当化されるが、資産や所得の不平等が最不遇者の期待を向上させるとは、具体的にはどのような事態であり、どのようなメカニズムによって起こるのだろうか？ それは、分配が不平等であるという事実そのものから、人々がより高い分配を求めて「競争」する結果、人々の努力水準が引き上げられて結果的に生産水準も上昇する「インセンティブ・メカニズム」と、上述の「選別メカニズム」の二つが混交して起こると考えられているが、パレイ

スは後者を資本主義の「動的効率性」の主要因である——ある所与の時点や局面での一見したところ「非効率」な(かつ不平等な)配分は、動的に見た場合に甚大な効率性をもたらす前提条件であるかもしれない——と考える。他の条件が同じであるならば、より高い経済的アウトプット——それゆえ、より高い一人当たり BI——を実現する蓋然性は、当局が管理して特定の分配を帰結させる体制よりも資本主義の方が高いと考えられる。資本主義(「大部分の生産手段の私的所有」(RFA: 1.1 節))は超世代的に動的効率性を実現する過程であると言える。ある個人や家系、企業への生産手段の偏在は、過去においてそれらの主体が生産において他を圧倒するパフォーマンスを見せたことを反映しているのかもしれないし、その結果として、それら主体が以後において更なるパフォーマンスを発揮するだろうとの期待を反映しているのかもしれない。ある所与の時点で社会に賦存している富を、何らかの集会的(民主的)手続に基づいて、集的に配分しようとする手法を、語弊を恐れずに「社会主義的」手法であると呼ぶならば、そういった社会主義的手法は資本主義の動的効率性を端的に破壊する。社会主義的手法はある意味で分かり易さ——公正さと映るもの——に訴えるが、そのような分かり易い資産配分を主張することは、静態的効率性——現存の富の最適配分——のみに着目した近視眼的な思考の結果であることが多く、連続的かつ重複的な世代を有するわれわれの社会にとって不適切である。

とはいえ、われわれは動的効率性という言葉によって思考停止するわけにはいかない。それは、「将来」の大幅なゲインを根拠に「現在」の不平等を——それがどのように甚大であれ——永遠に正当化し続けるための理屈ともなってしまう。これはパレイスが「右派ロールズ主義」と呼んで注意を喚起しているもので(RFA: § 6.8)、現状では最も貧しい者でさえ、いわゆる「トリクル・ダウン」効果によって将来にはより豊かになるのだという理屈であり、市場信仰の強い保守派が常に口にする。彼らはロールズの格差原理を最も控え目に解釈して、最不遇者の改善さえあれば——それがどれだけ僅かであろうと——格差は正当化されると強弁する。これに対して格差原理を当たり前前に解釈すれば明らかに「トリクル・アップ」となる(Van Parijs 2003: 217)。資本主義の動的効率性を破壊することなく右派ロールズ主義へ墮することを回避し、各人の期待利得への**機会をレキシミン化する**、その方途が**実行可能な最高水準のベーシックインカムを持続的に給付すること**——つまり、ベーシックインカムしか所得源泉をもたない最不遇者の期待利得をできるだけ高めること——なのである。

現在、ジョブとは、何らかの生産手段を用益・処分する公認された地位である。そのため、ジョブもまたそれを最適に利用できる人間に集中されることが望ましいが、そのジョブという地位がなければ社会的財産へのアクセスが完全に拒否され、生活の糧を得られないとしたら、そのジョブに魅力を感じておらず、自分でもそのジョブへの適性を疑問視している人でさえ、それを容易に手放すことはできなくなる。たしかに、競争がなければ誰がその資産の最適利用者であるかは判明せず、競争それ自体が発見過程なのとは言えるが、(ジョブを含む)生産手段をめぐる競争それ自体は、資本主義の(少なくとも静態的な)非効率部分であり、この部分は最小に抑えられることが望ましい。ベーシックインカムは、社会的財産にアクセスする諸々の外的資産を現時点で専有している人々がそれらを無理なく自発的に手放すことを可能とする。ベーシックインカムを社会的協業へのフリーライドとして批判するのがWhite [1997] に代表される「搾取批判」であるが、Jordan [2001]が指摘するように、

協業には「貢献」と「競争圧の緩和」の二面がある。似たような構造はパレイスも指摘しており、過剰な「貢献」は「共有地の悲劇」的なメカニズムによって却って産出を抑制する可能性がある(RFA: § 4.2)。希少な外的資産を巡って多くの人が競合するのは明らかに無益であり、ジョブを巡る競争を控える仕事嫌いなサーファーたちは外的資産の最適配分を円滑にしているのであり、その意味で社会的産出に貢献していると言える。競争が揚言される社会では、競争に参加しなかったからその資産に対するシェアを放棄したのだと解釈されがちだが、シェアの放棄に対する補償が全面的に否定されることはないはずであり、所得税や資産に対する課税が受け容れられている事実はそれを示唆している¹¹。われわれが資本主義の動態的効率性を手放すことなく、そのうえで、本質的に(機会の)不平等を前提する資本主義を正当ならしめるものがあるとしたら、各人の機会の**平等**ではなく、機会の**レキシミン化**を目指し、トリクル・アップを図る以外にないのである。パレイスが「持続可能な最高水準の」BIを求めるのはそのためであり、ジョブを含む外的資産への「最適」(税收最大化)課税によって、一人当たりBIを不断に最大化し続けることが要求されているのである。

3. 「機会の平等」批判

家族制度を含めた私的所有体制としての資本主義における「機会の不平等」は、常にすでに、ある過程の結果である。この遍在する不平等、そして、それを完全には排除しないこと(機会の「平等」を断念すること)、これらは資本主義の本質である。正当化されない不平等が遍在することに我慢がならないとして、資本主義の(超世代的な)動態的効率性を放棄するのは賢明ではない。

上述(1.3 節)したように、多くの場合「機会の平等」では何らかの競争がイメージされており、そこでの競争条件の公正さを追求する。「公正な競争」においては、事前に制定された明示的なルールが存在し、そのルールは公正さを担保するため、または、競争をより伯仲させるために、プレーヤー間の差異(不平等)をなるべく縮減するように設定されている。しかし、われわれの社会は競争のため(だけ)にある空間ではないし、社会の目的は競争を厳粛に遂行することでもない¹²。例えば、個人間での「公正な競争」を目的として、卓越した才能を持って生まれた個人のその才能をできるだけ発揮させないようなルールを制定する社会があるとすれば、それは端的に勿体無い。ジョブ市場における競争は当該資産の最適使用者を選別するための道具に過ぎない。そのような競争を回避した方が効率的な分配がスムーズに行われ、社会全体の産出や社会的厚生が向上する場合でもなお「公正な競争」に拘泥することは、その競争自体を目的とすることであり、好戦的な社会を好み、人生とはそういった資産を巡る競合なのだという善き生概念を持つ人々にバイアスしている。

4. おわりに：規範的なBI論の意義

本稿は「機会の平等」原理を拒絶するものではなく、一般に流布している「機会の平等」解釈とは異なる方向性を模索する。2 節ではパレイスの規範的 BI 論の背後には、いわば「外的資産の専有に関する機会のレキシミン化」とも言うべき考え方がある点を示した。「ジョブ」を希少な資産と見なして論じることは、「労働」に対する見方を一変させる。今回の格差論議

では不安定な雇用形態で就労する人々の境遇がクローズアップされ、労働規制の緩和が糾弾された。規範的 BI 論者は彼らの悲惨な境遇を了とすることは決してないが、外的資産シェアの平等分配という(規範的な BI 論の)観点からは労働規制や立法は正義に悖るし、プラグマティックな BI 論は BI がそれら立法・規制を代替しうる点を指摘する。以下、プラグマティックな観点から BI を擁護する。

4.1 プラグマティックなBI論

第一に、個人の基本的ニーズを満たすに十分な BI があれば最低賃金立法は必要ない。賃金は被用者と雇用主の交渉に任される。そこでは賃金率は無限の可能な値をとるが、BI によって被用者側の交渉力が高まり、すべての雇用契約が一定の賃金率をクリアするとしたら、結果として、BI は最低賃金立法と**機能的に等価**である。第二に、BI は良好な労働条件へとつながる。雇用主が被用者を引き留めるために賃金を上げるのが不可能である場合、また被用者の方でも辞職するほどではないが職場環境のわずかな改善さえあれば不満が解消される場合、労使双方および労働者同士の協議によって、それが図られるだろう。このとき、BI は労働条件を規定する各種労働規制(及び労働当局の通達)と機能的に等価である。第三に、BI はワークシェアと機能的に等価でありうる。現在、労働基準法や最低賃金立法、その他社会保障制度の存在ゆえに、雇用は個人に属する一定以上の権利義務のバンドルである。ある一つの雇用は、一定以上の利得を与えるかわりに一定以上の義務(たとえば 6 時間以上の拘束時間)を課するという形態をとる。ある正規雇用が少数存在するとして、この一定水準の義務を満足できない個人のみが多数存在するとしたら、彼らのうち誰も当該雇用に就くことができず、雇用主の方でも当該雇用を埋めることができないという事態が生じる。これは雇用が非分割財であるためにミスマッチが起こる事態である。ベーシックインカムは(各種労働規制の撤廃と並行されれば)この非分割財としての雇用を、公的強制なしに、分割することができる。

現行の「労働」観は、(制度のあり方によって規定されがちな)現に存在している正規ジョブを前提にしている。BI 導入反対論者の就労インセンティブに基づく批判もそうであった。つまり、低賃金ジョブに就いて 10 稼ぐことと、8 の福祉給付を受給して労働しないこととの間に十分な差がない(場合によっては就労のコストがこれらの純差 2 を上回るかもしれない)ので、当該個人にとっては福祉を受給して家に籠っている方が合理的な選択になるのだ、という「貧困のワナ」説である。だが、EITC[Earned Income Tax Credit]推進論者たちに典型的な、福祉受給と就労との間の所得差を大きくして就労意欲を上げようという方向性もあれば、ジョブに就くことのコストを下げる、ないしは、ジョブそれ自体を魅力的なものにするという方向性もある。(例えば、8 時間は働けないが、4 時間ならむしろ楽しんで働ける、といった個人は多いだろう。) つまり、現にあるジョブを前提に議論するのではなく、そのジョブの内容を柔軟に変えるべきなのである。一つのジョブは利得と責務のバンドルである。この利得・責務には何らかの外的資産の使用・用益の権利が複数含まれるだろう。BI はジョブというこの一塊の外的資産を分割し、各人が可能なかぎり好む構成の利得・責務バンドルへと組み替えることを可能にするのである。

BI に対して、「経営にとって使いやすい労働力をあつらえてやる事になる」「労働者が運動によってこれまで勝ち取ってきたものを放棄するのか」といった批判もありうる。これ

こそ善き生概念の貧困であり、自分には「労働者」としての生き様しかありえないと刷り込まれた雇用奴隷の心性である。このような善き生概念を持つ人々が当然視する制度を法律で整えることは、その貧困な人生像を他の人々にあまねく強制することである。BIを含む諸制度は、被用者だけのためのものではない。それは(自営業も含む)雇用主になりたいとの善き生概念を持つ人にも、「労働」からできるだけ距離を置きたがる人にも、被用者になりたい人に劣らぬ機会を与えるべきなのだ。

外的資産の専有に焦点を絞れば、「労働」をめぐる強迫的で押し付けがましい言説を脱することができる。例えば、個人 A があるジョブに就いて自己研鑽しながら社会的に有用な財・サービスを提供する一方で、個人 B は BI に頼って怠惰に暮らしている。外的資産の専有のみを問題とするなら、その専有に不正義がないかぎり、個人 A の人生も個人 B の人生も同様に尊重される。このとき、個人 B は外見的には完全に個人 A の納める税金によって養われているが、問題はない。個人 A はそのジョブという外的資産を自らの判断で専有したのであり、その専有の条件としてそのジョブの市場価格を税として支払ったのである。いったん BI が導入されたならば——そしてその水準が「健康で文化的な最低限度の生活」を満たすのであれば——、諸個人の「労働」は全て、各人が自律的に選択した時間の使い方の一つに過ぎなくなり、その他の活動(現在「消費」や「余暇」と呼ばれているもの)と選ぶところがなくなるのである。

4.2 BIの有意義な「使い途」

以上のように BI を選好して各種「労働」規定の撤廃を主張することは、BI の水準が明示されない以上説得力がないと批判される。これは BI をプラグマティックな政策ツールとして提示するとき、常に提出される論難である。何らかの「政策目的」(貧困・失業・貯蓄のワナの解消、行政コストの削減、受給者のスティグマの除去など)を僭称して BI 導入を唱えても、そういった政策目的を達成する代替的でより安価な政策はいくらでも存在すると反論され、政策的な BI 擁護論は常に敗北する。

規範的に BI を論じる意義はここにある。たとえば、賃金課税によって個々人が労働供給量を変化させる状況を想定しよう。二つの場合を分けて考える必要がある。第一は、ジョブに空席が多数生じる場合。これはジョブ獲得競争が緩和され、ジョブの希少性が低下して、その専有に伴うレントも縮小することを意味するので、ジョブ資産の専有に関する機会のレキシミン化は改善されていると言える。この場合、賃金率は一定であると仮定するならば、(1)総労働供給量が不変の場合、賃金総額も不変なので、一人当たり BI は変化しない¹³。(2)総労働供給量が低下する場合、BI の原資である賃金総額も低下する。ここで生じる一人当たり BI の低下をどう考えるかである。(a)単純に、ジョブという資産の希少性が緩和され、レントの分配はよりレキシミンになったのだから望ましい変化である、または、これまで過剰な労働が投入されていたことが判明し人々は「無駄な」労働をしなくなった、と楽観的に解釈することもできるし、(b)ジョブ資産の希少性は緩和されたが、今度は別の外的資産の希少性が高まっている可能性がある、それを捕捉する税制を模索するという方向性もある。

第二に、現在のジョブ保有者全員が労働時間をわずかに減少させるだけで、依然としてジョブに空席が生じない場合、ジョブの希少性は変わらないのに BI の原資となる賃金総額が減少した分だけ一人当たり BI も減少する結果になる。ジョブにしがみつこうとするジョブ

保有者が存在するというこの事実こそ、ジョブ専有に莫大なレントが伴うことを示唆する。このとき、ジョブ資産の希少性はおそらく各種労働規制によってもたらされていると考えるのが自然であり¹⁴、労働規制の撤廃は、むしろ、BIがレントの万人シェアとして機能する前提条件として要請される。そしてこの場合、ジョブを分割(ワークシェアリング)しなければならないのだが、そのワークシェアリングをどのように実行するかが問題なのである。規範的なBI論者が有能でワーカホリックな個人に対して不労働を強制することはありえないし、雇用主に対して有能な個人の待遇引き下げと無能な個人の新規雇用を強制することもありえないのである。BI論者はただ、公的強制なしにジョブ資産へのアクセスがレキシミン化(必ずしも平等化ではない)される条件を提供するにとどまる。

以上のように、たとえプラグマティックな政策ツールとしてのBI擁護論が失敗する(例えば、BIは就労ディスインセンティブを惹起してBI原資そのものを掘り崩す)場合であっても、BIの規範的な議論は依然としてその正当性と有用性を保持し続ける。筆者がBIのプラグマティックな議論よりも規範的な議論に注目した理由がここにあり、BIは、思考実験ツールとするのがより有用な「使い途」なのである。

Reference

- Akerlof, George, 1981, "Jobs as Dam Sites", *Review of Economic Studies*, 48-(1): 37-49.
- Jordan, Bill, 2000, "Justice and Reciprocity", in McKinnon, Catoriona and Hampsher-Monk, Iain (eds.), *The Demands of Citizenship* (London: Continuum): chapter 3.
- Musgrave, Richard, 1974, "Maximin, Uncertainty and the Leisure Trade-Off", *Quarterly Journal of Economics*, 88: 625-32.
- Phelps, Edmund, 1997, *Rewarding Work* (Cambridge, MA: Harvard University Press).
- Rawls, John, 1990, *Justice as Fairness. A Restatement* (Harvard University: unpublished lecture notes).
- Roemer, John, 1998, *Equality of opportunity*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.
———, 2003 "Defending Equality of Opportunity", *The Monist*, 86-(2): 261-282.
- Van Parijs, Philippe, 1992(ed.), *Arguing for basic income: ethical foundations for a radical reform*, London ; New York : Verso.
———, 1995, *Real freedom for all: what (if anything) can justify capitalism?*, Oxford : Clarendon Press.
———, 1996, "Free-Riding Versus Rent-Sharing: Should Even David Gauthier Support an Unconditional Basic Income?", in Francesco Farina, Frank. Hahn & Stefano Vanucci (eds.), *Ethics, Rationality and Economic Behavior* (Oxford: Oxford University Press): 159-81.
———, 1997, "Reciprocity and the Justification of an Unconditional Basic Income: Reply to Stuart, White", *Political Studies*, 45-(2): 327-30.
———, 2003, "Difference Principles", in edited by Samuel Freeman, *The Cambridge Companion to Rawls* (Cambridge: Cambridge University Press): 200-240.
- White, Stuart, 1997, "Liberal Equality, Exploitation, and the case for an unconditional basic income",

- ・後藤玲子、2007、「実質的自由の実質的保障を求めて」、『季刊経済理論』、43-(4): 41-54。
- ・本多由紀、2005、『多元化する「能力」と日本社会——ハイパー・メリトクラシー化のなかで』、NTT出版。

¹ BI 論者と言っても一枚岩ではない。プラグマティックに政策目的の道具として BI 導入を主張する人々の主張と規範的な BI 論者の主張とは基本的に異なる。本稿で扱う規範的な BI 論は分配的正義論の文脈で本有的(intrinsic)に BI 導入を擁護している。

² これら二つに加えて、分配基準の適用範囲を加えることも考えられるが、それは(a)で既に考慮されている可能性もあるし、分配的正義論をあくまでも「公的領域」に限定するならばそれは無視してよい可能性もある。なお、本稿での分配的正義論はとくにリベラル平等主義と呼ばれる人々の議論に限定する。

³ ここでの紹介は Van Parijs の一連の UBI 正当化の諸理由をできるだけ簡便に、わかりやすくまとめたものである。議論の細部、および図表の解釈などには異論もありえ、それらに関して Van Parijs 本人にも確認していない。

⁴ この解釈が妥当ではないとの批判はある。後藤[2007: 44]はロールズの議論から Phelps 流のリゴラスな時間当たり補助金が帰結されるはずはないし、それが彼の含意であったはずはないと主張する。パレイスにしても同様の確信があるようだ[RFA: § 6.8]。

⁵ 極端な例を挙げれば、労働生産性が正であり、かつ、賃金ゼロで働く用意のある個人といえども、ジョブという資産が十分に希少である場合には、労働生産性のより高い個人との競合においてジョブを獲得する事はできない可能性がある(Akerlof 1981)。

⁶ この場合、その人は国家からの福祉受給権という外的資産を専有していると見なすこともできる。国家の方でも移転的現金給付に割く財源はある程度固定的であり、それらに応じて官僚がかなり恣意的に受給要件を定める、窓口担当の役人が受給資格の認定において裁量を利かせる、という事態が頻発している。

⁷ ただし、現時点でベーシックインカムの実現態であるとされている Alaska Permanent Fund はまさにここで述べているような意味での「社会的財産」の形態(アラスカ州の公的所有)をとっている。

⁸ パレイスが分類した Gauthier の 8 つの要素レント概念については Van Parijs 1996: 169-74 を見よ。

⁹ だが、さらに強調しておくべきこととして、パレイスは非-自発的失業が存在しなくても、そのような利得が存在することを主張する。それゆえ、非自発的失業者のみを対象とする施策は誤りなのである。

¹⁰ パレイスが左派リバタリアンを自任しているわけではない。彼は、社会的に均等配分されるべき価値の総体を自然資源(およびそれから派生したもの)であるか否かによって判断してはおらず、2.3 節で述べたように、希少性によってある要素にもたらされる利得はレントとして没収してよいと考えている(Van Parijs 1997)。つまり、社会のあり方や人々の選好構造によって生じる希少性をもたらす利得はレントを含むのである。

¹¹ もっとも、人々は外的資産シェアへの権利の放棄に対する補償としてではなく、単なる再分配的配慮によって諸税を認めているだけかもしれない。

¹² Roemer [2003] も、自身の機会の平等原理の適用範囲がかなり狭いことを認めている。

¹³ これはむしろ、かなり仮想的であるが、課税最低限を無視し、フラット税率を仮定する場合である。

¹⁴ よしんば、その希少なジョブを専有できるという事実がむしろジョブ専有者の希少なスキルに帰せられるものであったとしても、上述した(2.3 節)パレイスの要素レントの解釈によれば、個人がスキルの希少性によってコマンドできる所得は課税によってその一部が取り上げられても正当である。